

**重点目標 (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備**

**【現状と課題】**

- 平成21年に実施した県民意識調査では、DV被害の経験者のうち、誰（どこ）にも相談していない人が約半数を占め、配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）や警察などの公的機関に相談する人は少ないとの結果が出ており、配偶者暴力相談支援センターのさらなる周知が必要です。
- 相談しなかった理由として、「自分さえ我慢すれば」「相談するほどではない」と答えた人が8割もあり、自分がDV被害者であるとの認識が十分でないことが心配されます。相談が被害者支援の入り口となることから、被害者本人の気づきを促す取組が必要です。
- DVの渦中にいる被害者本人よりも、被害者に関わる周囲の人たちがDVの実態に気づく場合もあるので、DV被害を発見した場合は、本人に相談を勧めるとともに、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや警察などへの通報を促すことが重要です。

**【今後の取組】**

支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターを広く県民に広報し、周知を図ります。

取組項目) ① 配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
<p>● <b>県の広報紙、テレビ、ラジオ、ホームページ等多様な広報媒体を活用した周知</b>                      DVについての周知を図るとともに、相談や保護を行う配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ
<p>● <b>市町村における広報紙等を活用した周知</b>                      身近な情報紙として目に触れる機会が多い市町村の広報紙等で、DVに関する情報とともに、相談先として配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	県民生活・男女共同参画課
<p>● <b>リーフレット等を活用した周知</b>                      市町村や関係機関、各種相談窓口等に啓発のためのリーフレット等を配置し、広く配偶者暴力相談支援センターの周知を図るとともに、人知れず情報を手に入れたい人に配慮して、量販店等のトイレ等に相談カードを配置します。</p>	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター ソーレ
<p>● <b>「女性に対する暴力をなくす運動」における各機関と連携した周知</b>                      運動実施期間に各機関と連携して広報するなかで、DVに対する理解と配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。</p>	県民生活・男女共同参画課 広報広聴課 人権啓発センター ソーレ

被害者に関わりが深い医療、福祉、教育関係者のDVに対する理解を深め、被害者の早期発見につなげるとともに、DVの通報や相談等に24時間対応できる体制を整えます。

取組項目) ② 発見、通報及び相談に関する体制整備	担当課等
<p>● <b>配偶者暴力相談支援センターと警察の連携による24時間対応できる体制の確保</b></p> <p>配偶者暴力相談支援センターと警察との連携により、緊急時等に県内どこでも24時間対応できる体制を整えます。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>
<p>● <b>警察との情報共有及び連携の強化</b></p> <p>警察との連絡会議の実施や、緊急時の連絡体制の構築により、配偶者暴力相談支援センターと警察が連携して被害者支援に取り組みます。</p>	<p>女性相談支援センター 警察本部</p>
<p>● <b>医療・福祉・教育・司法関係者に対する情報提供及び連携の強化</b></p> <p>被害者を発見した時の対応の仕方等を周知するとともに、配偶者暴力相談支援センターへの通報につなげるなど、連携を強化します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 医事業務課 / 福祉保健所 児童相談所 / 県立病院課 教育委員会</p>
<p>● <b>子どもの権利110番との連携強化</b></p> <p>DV家庭では、子どもに対しても虐待が行われていたり、また、DVを目撃することで子どもは精神的な傷を負っています。子どもからのメッセージを慎重に受け止め、DVが疑われる場合は、法務局と連携して対応します。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター</p>
<p>● <b>苦情処理の体制整備</b></p> <p>相談窓口等でも、対応者の理解不足により被害者を傷つけてしまう危険性(二次的被害)があります。そうした場合の苦情の申出に対しては、適切かつ迅速に対応し、業務の改善につなげます。その際、配偶者暴力相談支援センター以外の機関にあつては、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターの助言を求めます。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 警察本部</p>



## 重点目標 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能の強化

### 【現状と課題】

- 配偶者暴力相談支援センターへのDV相談は増えており、特に高齢者の相談が急増しています。今後ますます、広報活動等によるDV被害者の顕在化や、それに伴う支援困難ケースの増加が見込まれます。被害者が精神的、知的障害を抱えていたり、経済的に困窮を極めているといった自立に時間を要する事例も多く、対応する職員には、より一層専門的知識が求められます。
- 本県における配偶者暴力相談支援センターは、高知市にある県の女性相談支援センター1か所です。県域が東西に広いことから、女性相談支援センターでは、被害者への対応を市町村の協力を得て行っていますが、今後配偶者暴力相談支援センターとしての機能を補うために、県のお他機関の機能の活用や、市町村とのさらなる連携が必要です。

### 【今後の取組】

配偶者暴力相談支援センターの職員の対応能力の向上を図ります。

取組項目) ① 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上	担当課等
<p>● <b>相談員や心理ケア担当職員等に対する専門研修の実施及び専門研修への参加【再掲】</b></p> <p>所属における研修の実施や、外部研修への参加により、相談スキル等の向上を図り、専門性を高めます。</p>	女性相談支援センター
<p>● <b>相談員に対するスーパーバイズの実施【再掲】</b></p> <p>市町村や関係機関のケースに対しては、配偶者暴力相談支援センターの相談員がスーパーバイズを行うとともに、同センターのケースでは外部専門家によるスーパーバイズを受けることで、困難ケースの対応などを円滑に進めます。</p>	女性相談支援センター



配偶者暴力相談支援センターの機能を補うため、他機関の業務の中でも被害者支援を行います。

取組項目) ② 県その他機関との連携強化	担当課等
<p>●住民の身近な窓口として、福祉保健所でのDV被害者の支援</p> <p>生活保護や母子生活支援施設への入所、児童扶養手当、母子・寡婦福祉資金の貸付け等の各種福祉制度の情報提供を行うとともに、各制度の適切な運用により、被害者の経済面での支援を行います。</p> <p>また、「心の健康相談」を通じた被害者及び加害者の心のケアや、市町村と連携した育児支援を行います。</p>	福祉保健所
<p>●福祉保健所との連携強化</p> <p>生活保護や市町村と連携した育児支援での家庭訪問など、福祉保健所が日常業務の中で住民に接する際に、DVが疑われる事例があれば、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて同行や通報する体制をつくります。</p>	女性相談支援センター 福祉保健所
<p>●児童相談所との連携強化</p> <p>児童虐待とDVには関連性のある場合もあることから、児童相談所が日常業務の中で住民に接する際に、DVが疑われる事例があれば、配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧めるとともに、必要に応じて通報する体制をつくります。</p>	女性相談支援センター 児童相談所

市町村は、既存の福祉制度等を十分活用して、主体的に被害者支援に取り組みます。

取組項目) ③ 市町村との連携強化	担当課等
<p>●住民の身近な窓口として、市町村相談窓口でのDV被害者の支援</p> <p>市町村は、最も身近な行政主体であり被害者の情報を得やすく、タイムリーな支援が行いやすいことから、支援情報の提供や福祉制度の活用による支援を行います。</p> <p>一方、身近すぎて利用しづらいといった被害者には、県の機関を勧めるなど県と市町村の連携を強化します。</p>	女性相談支援センター
<p>●市町村の取組に対する助言等</p> <p>市町村が対応に苦慮する場合などは、DV被害者の支援の中核機関である配偶者暴力相談支援センターが、スーパーバイズの役割を果たすなど支援を行います。</p>	女性相談支援センター

## 重点目標 (3) 高齢者、障害者、外国人が相談しやすい体制づくり

### 【現状と課題】

- 本県では、全国に先駆けて高齢化が進んでいます。今後、さらに高齢化が進展すると予想され、それに伴い高齢者虐待の増加や、DVと高齢者虐待の重複被害が懸念されます。
- 高齢者虐待や障害者虐待のある家庭内では、DVが存在する可能性を否定できません。こうしたことから、DV被害を受けている高齢者や障害者、外国人が配偶者暴力相談支援センターを利用できるように周知する必要があります。
- 高齢者や障害者、外国人には、それぞれ専門の相談窓口はありますが、そうした窓口が十分に知られているとは言えない状況にあります。そのため、まず、それぞれの相談窓口の周知を図るとともに、相談に応じる中でDVが見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターとの連携により、DV被害者を支援することが大切です。

### 【今後の取組】

高齢者、障害者、外国人に対して、配偶者暴力相談支援センターを積極的に広報します。

取組項目) ① 配偶者暴力相談支援センターの周知	担当課等
● <b>高齢者、障害者、外国人の相談窓口での周知</b> それぞれの窓口広報資料を配置し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。	高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課
● <b>外国語パンフレット等の作成及び関係機関への配置</b> 外国語によるパンフレット等を作成し、配偶者暴力相談支援センターの周知を図ります。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 文化・国際課

高齢者等の専門窓口の周知を図るとともに、DVが見つかった場合は、配偶者暴力相談支援センターとの連携により、支援に取り組みます。

取組項目) ② 各相談機関における相談機能の強化	担当課等
● <b>各団体の研修会等でのDV防止のための啓発</b> 高齢者団体や障害者団体などの研修会等において、DV防止の意識啓発を図ります。	県民生活・男女共同参画課 女性相談支援センター 高齢者福祉課 障害保健福祉課 文化・国際課
● <b>高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、認知症コールセンターの周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携</b> 高齢者向け相談窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。	女性相談支援センター 高齢者福祉課

<p>● <b>障害者110番や高知いのちの電話の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携</b></p> <p>障害者向け相談窓口や、悩みを抱えて孤独の中で苦しんでいる人の相談窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 障害保健福祉課</p>
<p>● <b>心の健康相談の周知及び配偶者暴力相談支援センターとの連携</b></p> <p>精神保健福祉センターや福祉保健所で行う「心の健康相談」の周知を図り、DVが疑われる場合には、心のケアを図るとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 精神保健福祉センター 福祉保健所</p>
<p>● <b>国際交流協会の周知、啓発チラシの作成及び配偶者暴力相談支援センターとの連携</b></p> <p>外国人向け相談窓口の周知を図り、DVが疑われる場合には、配偶者暴力相談支援センターと連携して支援を行います。</p>	<p>女性相談支援センター 文化・国際課</p>

通訳等の確保による相談窓口でのバリアフリー化を図ります。

取組項目) ③ 相談窓口のバリアフリー化	担当課等
<p>● <b>外国語通訳及び手話通訳等の確保</b></p> <p>配偶者暴力相談支援センターでは、外国語通訳等を確保することで、安心して無料で相談できる体制を整えます。</p>	<p>女性相談支援センター 障害保健福祉課 文化・国際課</p>

